

答 申 書
(答申第68号)
平成20年1月31日

1 審査会の結論

審査請求人が告訴し、不起訴となった事件に係る別紙1の表の左欄に掲げる公文書に記録されている個人情報の一部開示及び適用除外としたことは妥当である。

2 審査請求の経過並びに審査請求人の主張及び実施機関の説明の要旨
(省略)

3 審査会の判断

(1) 本件諮問事案に係る開示請求の対象個人情報について

ア 本件諮問事案に係る開示請求（以下「本件開示請求」という。）の内容は、次のとおりである。

(ア) 中央警察署、捜査1課に請求人が提出した告訴（平成13年10月提出の偽証罪等）事件（不起訴）に関する書類、全部（専門家による意見書他捜査報告書等）

(イ) 中央警察署、捜査2課に請求人が提出した告訴（平成14年10月提出の有印虚偽公文書等及び平成16年3月31日付犯人隠避）事件（不起訴）に関する書類、全部（捜査報告書等（検察庁の事件記録廃棄に関する検察庁の行政文書他））

イ 北海道警察本部長（以下「実施機関」という。）は、本件開示請求に対して、開示請求者本人に関する、平成13年10月、平成14年11月及び平成16年4月受理に係る①犯罪事件受理簿、②犯罪事件処理簿、③事件指揮簿、④告訴・告発事件受理票、⑤告訴・告発事件送付票、⑥告訴・告発事件捜査経過票（以下「犯罪事件受理簿等」という。）及び⑦捜査報告書等に記録されている情報を対象個人情報（以下「本件個人情報」という。）と特定した。

(2) 本件諮問事案における審議について

実施機関は、本件個人情報のうち、犯罪事件受理簿等に記録されている情報の一部が、北海道個人情報保護条例（平成6年北海道条例第2号。以下「条例」という。）第16条第2項第1号で適用する同条第1項第2号に規定する非開示情報（以下「2号情報」という。）又は同条第2項第2号に規定する非開示情報（以下「2項2号情報」という。）に該当するとして一部開示決定処分（以下「本件一部開示決定処分」という。）を行った。

また、実施機関は、本件個人情報のうち、⑦捜査報告書等に記録されている情報については、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第53条の2に規定する訴訟に関する書類に記録されている個人情報であるとして、条例第45条第2号の規定に基づき条例の適用除外（以下「本件適用除外処分」という。）とした。

審査請求人は、本件一部開示決定処分及び本件適用除外処分の取消しを求めていることから、その妥当性について判断することとする。

(3) 2号情報の該当性について

ア 条例第16条第1項第2号は、開示請求者以外の個人に関する個人情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、開示することにより、当該個人の正当な利益を侵すおそれがあると認められるものは、非開示情報に該当する旨を定めている。

イ 実施機関が2号情報に該当するとして非開示とした部分は、別紙1の1の表の右欄に掲げるとおりであり、実施機関は次のとおり主張する。

②犯罪事件処理簿の被疑者欄の本籍、出生地、生年月日及び前科並びに④告訴・告発事件受理票の被告訴人等欄の電話番号（以下「第三者の個人情報」という。）

については、開示請求者以外の個人に関する情報が記載されており、第三者の個人情報情報が明らかになると、当該個人の正当な利益を侵すおそれがあると認められる。

ウ 2号情報の「当該個人の正当な利益を侵すおそれ」を判断するに当たっては、法令又は社会通念に照らし当該個人が有すると考えられる利益が侵されるおそれがあるかどうかを検討すべきであるが、この正当な利益には個人の出生地や生年月日など通常他人に知られたいと認められる、いわゆるプライバシーに属する事項をみだりに公にされないという利益も含まれるものと考えられる。

これを本件について考えると、被疑者及び被告訴人の氏名が既に開示されていることから、第三者の個人情報を開示することにより、当該被疑者の本籍、出生地、生年月日及び前科並びに当該被告訴人の電話番号が明らかとなり、通常他人に知られたいと認められる事項が公にされ、当該個人の正当な利益が侵されるおそれがあると認められる。

したがって、第三者の個人情報は、2号情報に該当するものと判断する。

(4) 2項2号情報の該当性について

ア 条例第16条第2項は、実施機関が公安委員会又は警察本部長である場合の非開示情報を規定しており、同項第2号は、開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがあると公安委員会又は警察本部長が認めることにつき相当の理由がある情報を5つの情報に区分し、非開示情報に該当する旨を定めている。

その趣旨は、開示・非開示の判断に犯罪等に関する将来予測としての専門的・技術的判断を要することなど公安委員会及び警察本部長が所掌する事務の特殊性から、司法審査の場においては、裁判所は公安委員会又は警察本部長の第一次的な判断を尊重し、その判断が合理性を持つ判断として許容される限度内のものであるか否かについて審理・判断するのが適当であるというもので、これを適用して非開示とするときは、単に「捜査の関連情報である」、「秘密文書である」などの抽象的、形式的な理由では足りず、「支障が生ずるおそれがある」具体的かつ実質的な理由を明らかにすることが必要とされている。

イ 実施機関が2項2号情報に該当するとして非開示とした部分は、別紙1の2の表の右欄に掲げるとおりであり、実施機関は次のとおり主張する。

(ア) 犯罪事件受理簿等の警察官の氏名及び印影については、犯罪捜査や情報収集活動等の秘匿を要する警察活動に従事する警察官の氏名が記載されており、これらが明らかになると、当該犯罪捜査等の秘匿を要する警察活動の遂行に支障が生ずるおそれがあると認められる。

(イ) ②犯罪事件処理簿の犯罪事実及び犯罪の情状等に関する意見並びに⑤告訴・告発事件送付票の送付事実については、特定の事件の捜査結果等に基づく犯罪行為該当性の判断等の具体的な内容が記載されており、開示することにより、同種事件を企図する者に捜査の手の内を明かすこととなり、対抗措置を講じられるなど、今後の捜査活動に支障が生ずるおそれがあると認められる。

(ウ) ③事件指揮簿の事件の概要、伺い事項、指揮事項、本部指示等、処理状況、備考、④告訴・告発事件受理票の事案(件)の概要、捜査方針、備考、⑥告訴・告発事件捜査経過票の捜査項目及び捜査状況、今後の捜査方針、送付の見通し、当月中の捜査結果、翌月の捜査方針等については、特定の告訴事件の捜査に関する捜査方針、捜査事項及び着眼点等の具体的な捜査内容が記載されており、開示することにより、同種事件を企図する者に捜査の手の内を明かすこととなり、対抗措置を講じられるなど、今後の捜査活動に支障が生ずるおそれがあると認められる。

(エ) ⑤告訴・告発事件送付票の検察庁との協議結果等については、特定の告訴事件の捜査に関する検察庁との協議結果等が記載されており、開示することにより、

同種事件を企図する者に捜査の手の内を明かすこととなり、対抗措置を講じられるなど、今後の捜査活動に支障が生ずるおそれがあると認められる。

ウ 実施機関に対し、「支障が生ずるおそれがある」具体的かつ実質的な理由について、当審査会が説明を求めたところ、実施機関は次のように説明した。

(ア) ①犯罪事件受理簿について

①犯罪事件受理簿は、警察で事件を受理したときに、その事件の処理経過等を明確にするために作成される書類である。この書類には、捜査の端緒、受理月日、罪名、犯罪日時・場所、被害程度、被害者、被疑者、捜査主任官、送致又は送付年月日、送致又は送付先等が記載されている。

このうち、2項2号情報に該当するとして非開示とした捜査主任官欄に記載されている警察官の氏名は、犯罪捜査や情報収集活動等の秘匿を要する警察活動にも従事する捜査員の氏名である。

したがって、当該警察官の氏名を開示すると捜査などを担当している捜査員が特定され、何らかの方法により、容姿等も明らかになると尾行や張込み、身分や捜査目的を秘匿した聞き込みなどの捜査活動において、相手方から対抗手段を講じられることとなり、捜査に著しい支障が生ずることとなる。

さらに、捜査の対象となっている関係者から捜査の妨害が行われたり、担当警察官に対する工作等がなされるおそれがあるなど、犯罪の捜査や予防等の警察活動への支障が生ずるおそれがあると認められる。

また、他の公文書において非開示とした警察官の氏名及び印影についても同様の理由で非開示としているので、以下の説明を省略する。

(イ) ②犯罪事件処理簿について

②犯罪事件処理簿は、警察で受理した事件を検察庁に送付するときに、その処理経過を明らかにしておくために作成される書類である。この書類には、捜査主任官、事件名、罪名・罰条、送付年月日、被疑者に関する情報、犯罪事実及び情状に関する意見等が記載されている。

このうち、2項2号情報に該当するとして非開示とした犯罪事実及び情状等に関する意見については、捜査によって得られた事件関係者の供述、各種照会結果、処分等に関する警察側の意見等が記載されており、特定の事件捜査に関する捜査結果等に基づく犯罪行為該当性の判断等の具体的な捜査内容が記載されている。

したがって、開示することにより、同種事件を企図する者に捜査の手の内を明かすこととなり、対抗措置を講じられるなど、今後の捜査活動に支障が生ずるおそれがあると認められる。

また、これらの情報を他の情報と組み合わせることにより、警察の捜査対象、入手すべき情報、処分に関する警察側の意見の判断基準などが分かるため、捜査の具体的な手法、技術又は体制に関する情報に該当し、公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがあると認められることから、2項2号情報に該当するものである。

また、⑤告訴・告発事件送付票に記載されている送付事実についても同様の理由で非開示としている。

(ウ) ③事件指揮簿について

③事件指揮簿は、警察で認知した特定事件の捜査につき、警察本部長等が行った捜査指揮の内容、経過等やその責任の所在を明らかにするために作成された書類である。この書類には、事件名、事件取扱所属名、発生年月日時、届出又は認知年月日時、告訴・告発・請求年月日時、被疑者及び被害者の氏名等の情報、事件の概要、伺い事項、指揮事項、処理状況等が記載されている。

このうち、2項2号情報に該当するとして非開示とした事件の概要は、受けた告訴・告発に基づいて、事件関係者の供述等の捜査により得た事件全体の内容を

要約して記載しているものである。伺い事項、指揮事項、処理状況、備考欄等は、事件取扱所属・係から本部長等に捜査方針等の伺いを立て、指揮を受けた内容、その処理状況等が記載され、特定の告訴事件の捜査に関する捜査方針、捜査事項、着眼点等具体的な捜査内容が記載されている。

したがって、開示することにより同種事件を企図する者に捜査の手の内を明かすこととなり、対抗措置を講じられるなど、今後の捜査活動に支障が生ずるおそれがあると認められる。

(エ) ④告訴・告発事件受理票について

④告訴・告発事件受理票は、告訴・告発を受理したとき又は移送を受けたときに、告訴・告発の受理状況又は移送状況、今後の捜査方針等を明確にしておくために作成される書類である。この書類には受理警察署、受理日時、受理者、事件の概要（告訴・告発の要旨）、捜査方針等が記載されている。

このうち、2項2号情報に該当するとして非開示とした事案の概要及び捜査方針については、前述の③事件指揮簿の事件の概要、伺い事項、指揮事項等と同様の理由である。

(オ) ⑤告訴・告発事件送付票について

⑤告訴・告発事件送付票は、告訴・告発に係る事件を検察庁に送付しようとするときに、送付事実、送付時期、検察庁との協議状況等を明確にしておくために作成される書類である。

このうち、2項2号情報に該当するとして非開示とした送付事実は、前述の③事件指揮簿の事件の概要と同様である。検察庁との協議状況は、特定の捜査に関する検察庁との協議結果が記載されており、これまでの説明と同様、開示することにより同種事件を企図する者に捜査の手の内を明かすこととなり、対抗措置を講じられるなど、今後の捜査活動に支障が生ずるおそれがあると認められる。

(カ) ⑥告訴・告発事件捜査経過票について

⑥告訴・告発事件捜査経過票は、告訴事件等の捜査の進ちよく状況の報告を行う際に作成し、当月中の捜査結果、翌月の捜査方針等を明確にしておく書類であり、受理警察署、前回報告月日、捜査主任官、捜査項目及び捜査状況、今後の捜査方針、送付の見通し、当月中の捜査結果、翌月の捜査方針等が記載されている。

このうち、2項2号情報に該当するとして非開示とした捜査項目及び捜査状況、今後の捜査方針、送付の見通し、当月中の捜査結果、翌月の捜査方針については、特定の告訴事件の捜査に関する捜査方針、捜査事項等の具体的な捜査内容が記載されており、前述の③事件指揮簿の伺い事項等の説明と同様、開示することにより同種事件を企図する者に捜査の手の内を明かすこととなり、対抗措置を講じられるなど、今後の捜査活動に支障が生ずるおそれがあると認められる。

(キ) 以上から、別紙1の2の表の右欄に掲げる非開示部分には、特定の事件につき、捜査の具体的な手法、技術又は体制に関する情報が記載されており、これらが開示されると、特定の事件における捜査の詳細と同種事件における捜査機関の一般的な捜査手法等が明らかとなり、同種事件を企図する者の犯行の手口が巧妙化し、偽装工作、証拠隠滅等が可能となるなど捜査活動に支障が生ずるおそれがあると認められることから、2項2号情報に該当するものと判断した。

エ ①犯罪事件受理簿には、告訴・告発・自首等の捜査の端緒、受理月日、罪名（犯罪手口）、犯罪日時、犯罪場所、被害程度、被害者、被疑者、捜査主任官、送致年月日、送致先等の、②犯罪事件処理簿には、捜査主任官、担当者、事件名、罪名・罰条、送致年月日、送致先、被疑者の氏名、本籍、出生地、生年月日、前科等の情報、発覚の端緒、犯罪事実及び犯罪の情状等に関する意見等の、③事件指揮簿には、捜査主任官、事件名、事件取扱（課・署）、発生年月日時、届出又は認知年月日時、告訴・告発・請求年月日時、被疑者及び被害者の氏名等の情報、事件の概要、伺い

事項、指揮事項、処理状況、本部指示等の、④告訴・告発事件受理票には、受理署、受理日時、受理者の係名・階級・氏名、告訴・告発等の受理区分、事件名、罪名（時効年月日）、告訴人及び被告訴人等の氏名、電話番号等の情報、事件の概要（告訴・告発の要旨）、捜査方針等の、⑤告訴・告発事件送付票には、受理署、捜査主任官、事案名、送付月日、送付先、送付罪名、送付事実、検察庁との協議結果等の、⑥告訴・告発事件捜査経過票には、受理署、前回報告月日、捜査主任官、捜査項目及び捜査状況、今後の捜査方針、送付の見通し、当月中の捜査結果、翌月の捜査方針等の各記載欄がある。

これらの記載は、特定の事件につき、捜査機関が、いつ、どのようにして事件を把握した上で、どのような捜査体制を樹立し、その捜査体制の下でどのように事件処理を行い、それに対する指揮及び事件の処理に関する意見がどのようになされていくかという情報を記載したものであり、捜査の具体的な手法、技術又は体制に関する情報であると言える。

そして、これらの情報のうち実施機関が非開示とした別紙1の2の表の右欄に掲げる部分が開示されると、特定の事件における捜査の詳細と同種事件における捜査機関の一般的な捜査手法等が明らかとなり、同種事件を企図する者の犯行の手口が巧妙化し、偽装工作、証拠隠滅等が可能となるなど捜査活動に支障が生ずるおそれがあるとの実施機関の説明は、具体的かつ実質的な理由であると認められる。

したがって、別紙1の2の表の右欄に掲げる情報を開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査等公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由があると認められることから、2項2号情報に該当するものと判断する。

(5) 条例第45条第2号の該当性について

ア 訴訟に関する書類及び押収物については、①刑事司法手続の一環である捜査・公判の過程において作成・取得されるものであるが、捜査・公判に関する国の活動の適正確保は、司法機関である裁判所により図られるべきであること、②刑事訴訟法第47条により、公判開廷前における訴訟に関する書類の公開を原則として禁止する一方、被告事件終結後においては、刑事訴訟法第53条及び刑事確定訴訟記録法（昭和62年法律第64号）により一定の場合を除いて何人にも訴訟記録の閲覧を認め、その閲覧を拒否された場合の不服申立てにつき準抗告の手続によることとされるなど、これらの書類等は、刑事訴訟法（第40条、第47条、第53条、第299条等）及び刑事確定訴訟記録法により、その取扱い、開示・非開示の要件、開示手続等が自己完結的に定められていること、③これらの書類及び押収物は典型的に秘密性が高く、その大部分が個人に関する情報であるとともに、開示により犯罪捜査、公訴の維持その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれが大きいものであることから、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「情報公開法」という。）の適用除外とされている（総務省行政管理局編「詳解情報公開法」250頁）。

「訴訟に関する書類及び押収物に記録されている個人情報」についても、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成15年法律第61号。以下「整備法」という。）において、情報公開法における場合と同様の趣旨から、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号。以下「行政機関等個人情報保護法」という。）に基づく開示の規定を適用除外とする措置が講じられている。

条例は、整備法において行政機関等個人情報保護法の規定が適用されないこととされた刑事訴訟法第53条の2に規定する「訴訟に関する書類及び押収物に記録されている個人情報」については、第45条において第2節から第5節まで適用除外としたものである。

イ 実施機関は、次のように主張する。

⑦捜査報告書等に記録された個人情報、刑事訴訟法第53条の2に規定する訴訟に関する書類に記録されている個人情報であり、条例第45条第2号の規定により、条例第2章第2節で定める個人情報の開示に係る規定の適用除外である。

また、「訴訟に関する書類」とは、一般に被疑事件又は被告事件に関して作成された書類であり、裁判所の保管している書類に限られず、検察官・弁護士・司法警察員その他の一般第三者の保管しているものも含まれると解されている（青林書院「大コンメンタル刑事訴訟法第一巻」）。

⑦捜査報告書等は、特定の告訴及び告発事件に関して作成され、刑事訴訟法の規定に基づき検察庁に送付した書類であり、公訴の提起がなされた場合には、検察官の判断により、公判廷に証拠として提出され得るものであるから、「訴訟に関する書類」に該当することは明白である。

ウ 実施機関が主張するように、刑事訴訟法第47条の「訴訟に関する書類」とは、被疑事件又は被告事件に関して作成された書類をいい、裁判所又は裁判官の保管している書類に限らず、検察官、司法警察員、弁護士その他の第三者の保管しているものをも含むと解されている。

当審査会が、本件適用除外処分とした⑦捜査報告書等を見分したところ、司法警察官が犯罪捜査に関して作成する書類の様式を定めた司法警察職員捜査書類基本書式例（平成12年3月30日付け最高検企第54号）に基づき作成された書類のほかには、捜査報告書、電話通信用紙等の書類であり、いずれも刑事司法手続きの一環である捜査の過程で作成・取得された書類であると認められた。

したがって、⑦捜査報告書等は、刑事訴訟法第53条の2の規定に基づく「訴訟に関する書類」に該当し、これらに記載されている個人情報は、「訴訟に関する書類に記録されている個人情報」に該当すると認められることから、条例第45条第2号に該当するものと判断する。

エ 不起訴記録について

(ア) 審査請求人は、「訴訟に関する書類」とは、刑事訴訟法第53条第1項の何人も閲覧できる規定が適用される確定訴訟記録のことであり、不起訴となった⑦捜査報告書等は、「訴訟に関する書類」ではなく、本件条例の適用を受ける旨主張する。

また、本件は時効となっており、公訴される可能性は全くない旨主張する。

(イ) 刑事訴訟法第53条の2は、不起訴記録については、訴訟記録と同様に典型的に秘密性が高く、非開示情報に該当するものであるという性質を有することに加え、刑事訴訟手続の特殊性等を踏まえ、その開示等の取扱いが同法第47条の限度に制約されることもやむを得ないものとして、情報公開法の適用除外を定めたものと解され、条例も同様に解されるものと考えられる。

また、刑事訴訟法第53条の2の文理上、時効不起訴記録が「訴訟に関する書類」から除外され、これが情報公開法、行政機関等個人情報保護法及び条例の開示請求の対象となるという解釈は採り難い上、実質的に見ても、このような記録であっても、時効完成前と同様に同法第47条の規定に基づいて公にされる可能性があるものであり、また、典型的に秘密性が高く、一般に開示するのを相当としないという点において、時効不起訴記録と時効完成前の不起訴記録とで異なるところはないと認められる。したがって、この点に関する審査請求人の主張は、採用できない。

(6) 審査請求人のその他の主張について

ア 審査請求人は、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）に基づき、平成17年12月に閣議決定された犯罪被害者等基本計画において、「警察において、捜査への支障等を勘案しつつ被害者連絡制度等を周知徹底・活用し、犯罪被害者等に対し、

適時適切に、捜査状況等の情報を提供するよう努めていく」等記載されていることから、こうした視点に立って条例の解釈運用がなされるべきである旨主張する。

イ 犯罪被害者等基本法は、犯罪被害者等のための施策に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにし、犯罪被害者等のための施策の基本となる事項を定めること等により、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進し、犯罪被害者等の権利利益の保護を図ることを目的として制定され、犯罪被害者等基本計画は、同法にのっとり犯罪被害者等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定されたものである。

一方、条例の定めた個人情報保護制度は、個人の権利利益を保護し、公正で民主的な道政の推進に資することを目的として制定されたものである。

そうすると、犯罪被害者等基本法と条例とはその趣旨、目的、制度等が異なるものであるから、この点に関する審査請求人の主張は、採用できない。

ウ 審査請求人のその他の主張については、条例の解釈適用を左右するものではないと考えられるものであることから、いずれも採用することはできない。

以上のことから、結論のとおり判断した。

4 審査会の処理経過の概要

本件諮問事案についての処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 経 過
平成19年10月19日	○ 諮問書の受理（諮問番号66） ○ 実施機関から関係書類（①諮問文、②審査請求書の写し、③個人情報開示請求書の写し、④個人情報一部開示決定通知書の写し、⑤審査請求の概要、⑥理由説明書、⑦手続併合通知書の写し、⑧対象公文書の写し）の提出
平成19年11月2日	○ 新規諮問事案の報告 ○ 本件諮問事案の審議を第三部に付託
平成19年11月28日	○ 審査請求人から意見書の提出
平成19年12月14日 （第三部会）	○ 審査請求人から補充書の提出 ○ 実施機関から本件処分の理由等を聴取 ○ 審査請求人の意見陳述 ○ 審議
平成20年1月16日	○ 審査請求人から補充書の提出
平成20年1月17日 （第三部会）	○ 審議
平成20年1月30日 （第27回審査会）	○ 答申案審議
平成20年1月31日	○ 答申

別紙 1

本件処分における非開示条項別の非開示部分

1 条例第16条第2項第1号で適用する同条第1項第2号に該当する非開示部分

公文書名		非開示部分
平成13年10月受理	②犯罪事件処理簿	被疑者欄の本籍、出生地、生年月日及び前科
	④告訴・告発事件受理票	被告訴人等欄の電話番号
平成14年11月受理	②犯罪事件処理簿	被疑者欄の生年月日及び前科

2 条例第16条第2項第2号に該当する非開示部分

公文書名		非開示部分
平成13年10月受理	①犯罪事件受理簿	警察官の氏名
		警察官の氏名及び印影
	②犯罪事件処理簿	犯罪事実及び犯罪の情状等に関する意見
		警察官の氏名及び印影
	③事件指揮簿	事件の概要
		指揮事項
		本部指示等
		処理状況
	④告訴・告発事件受理票	警察官の氏名
		事案の概要
⑤告訴・告発事件送付票	捜査方針	
	警察官の氏名及び印影	
	送付事実	
平成14年11月受理	①犯罪事件受理簿	警察官の氏名
		警察官の氏名及び印影
	②犯罪事件処理簿	犯罪事実及び犯罪の情状等に関する意見
		警察官の氏名及び印影
	③事件指揮簿	事件の概要
		伺い事項
		指揮事項
		備考
	④告訴・告発事件受理票	警察官の氏名及び印影
		事件(案)の概要
⑤告訴・告発事件送付票	捜査方針	
	備考	
	警察官の氏名及び印影	
平成16年4月受理	①犯罪事件受理簿	なし(すべて開示)
		警察官の氏名及び印影
	③事件指揮簿	事件の概要
		伺い事項
		指揮事項
		備考
	④告訴・告発事件受理票	警察官の氏名及び印影
		事件(案)の概要
	⑤告訴・告発事件送付票	捜査方針
		警察官の氏名及び印影
送付事実		
⑥告訴・告発事件捜査経過票	警察官の氏名	
	検察庁との協議結果等	
	捜査項目及び捜査状況	
	今後の捜査方針	
	送付の見通し	
	当月中の捜査結果	
翌月の捜査方針等		

3 条例第45条第2号に該当する非開示部分

公文書名		非開示部分
平成13年10月、平成14年11月及び平成16年4月受理	⑦捜査報告書等	すべて